

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	介護保険事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

練馬区は、介護保険事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

練馬区長

## 公表日

令和2年1月11日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険事務
②事務の概要	介護保険法等に基づく介護保険制度に関する事務 介護保険は、介護が必要となっても高齢者が地域で安心して暮らしていけるとともに、いつまでも自立した生活を送れるように高齢者の介護を社会全体で支え合うしくみとして、平成12年4月にスタートした制度である。 介護保険は各区市町村が保険者として運営を行っている。介護保険法および練馬区介護保険条例等に基づき、資格管理業務、保険料賦課・収納業務、要介護(要支援)認定等業務および保険給付業務などに関する事務を行う。
③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第1 項番68 ・ 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第50条第1項第1号～第14号、第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・ 別表第2の第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」または「介護保険法第百三十六条第一項」が含まれる項(1項、2項、3項、4項、6項、8項、11項、26項、30項、33項、39項、42項、46項、56の2項、58項、61項、62項、80項、83項、87項、90項、94項、95項、108項) ・ 別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」である項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項目(93項・94項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高齢施策担当部 介護保険課
②所属長の役職名	介護保険課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部情報公開課 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 電話番号 03-5984-4513
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高齢施策担当部介護保険課 〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 電話番号 03-5984-2863

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和1年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和1年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長	荷田 幸雄	伊藤 安人	事後	
平成29年5月12日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険事務システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	介護保険事務システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
平成29年7月21日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日時点	平成29年7月1日時点	事後	
平成29年7月21日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月31日時点	平成29年7月1日時点	事後	
平成30年10月1日	I 基本情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第1 項番68 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第50条第1項第1号～第11号、第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第1 項番68 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第50条第1項第1号～第14号、第2項	事後	
平成30年10月1日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」が含まれる項(1項、2項、3項、4項、6項、26項、30項、33項、39項、42項、46項、56の2項、58項、61項、62項、80項、87項、90項、94項、95項、117項) 別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項(93項・94項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 ・別表第2の第3欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第4欄(特定個人情報)に「介護保険給付関係情報」または「介護保険法第百三十六条第一項」が含まれる項(1項、2項、3項、4項、6項、8項、11項、26項、30項、33項、39項、42項、46項、56の2項、58項、61項、62項、80項、83項、87項、90項、94項、95項、108項) ・別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」である項のうち、第2欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給」が含まれる項目(93項・94項)	事後	
平成30年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月1日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	
令和1年6月25日	評価書名	介護保険事務	介護保険事務 基礎項目評価書	事後	
令和1年6月25日	I-5 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	伊藤 安人	介護保険課長	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成30年10月1日 時点	令和1年5月1日時点	事後	
令和1年6月25日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年10月1日 時点	令和1年5月1日時点	事後	
令和1年6月25日	IV リスク対策	記載なし	項目追加による新規記載	事後	
令和2年1月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	介護保険システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、サービス検索・電子申請機能	事後	
令和2年1月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日時点	令和1年8月1日時点	事後	
令和2年1月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年5月1日時点	令和1年8月1日時点	事後	